令和８年１１月５日判決言渡

令和８年（ネ）第１００５５号　損害賠償等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和６年（ワ）第７０５８３号）

口頭弁論終結日　令和８年９月１日

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

主　　文

１　本件控訴をいずれも棄却する。

２　控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第１　控訴の趣旨

１　原判決を取り消す。

２　主位的請求

⑴　被控訴人は、控訴人エンジェリング研究所合同会社に対し、１億円及びこれに対する令和２年１０月２６日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

⑵　被控訴人は、控訴人Ｘに対し、５０００万円及びこれに対する令和３年１２月２７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

３　予備的請求

⑴　被控訴人は、控訴人エンジェリング研究所合同会社に対し、１億円及びこれに対する令和６年１２月２７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

⑵　被控訴人は、控訴人Ｘに対し、５０００万円及びこれに対する令和６年１２月２７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要等（略語は、特記するもののほかは原判決の例による。）

１　請求の要旨

本件は、発明の名称を「液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法」とする特許第６４４６６３４号（本件特許）に係る特許権（本件特許権）を有しあるいは有していた控訴人らが、被控訴人による原判決別紙被告製品目録記載の製品（被告製品）を被控訴人が製造し販売する行為は、本件特許権の間接侵害行為（特許法１０１条４号、５号）であるとして、被控訴人に対し、主位的に民法７０９条に基づき、予備的に同法７０３条に基づき、いずれも一部請求として、控訴人エンジェリング研究所合同会社につき１億円（不法行為又は不当利得の対象期間は平成３０年１２月１４日から令和２年１０月２５日まで）、控訴人Ｘにつき５０００万円（不法行為又は不当利得の対象期間は令和２年１０月２６日から令和３年１２月２７日まで）及びこれらに対する民法所定の年３％の割合による遅延損害金（起算日は、主位的請求につき不法行為の対象期間の最終日又はその翌日、予備的請求につき訴状送達の日の翌日）の各支払を求める事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らがこれを不服としてそれぞれ控訴を提起した。

２　前提事実及び争点

本件の前提事実及び争点は、原判決の「事実及び理由」第２の２及び３（２頁２４行目～５頁２３行目）に記載のとおりであるからこれらを引用する。

３　争点に対する当事者の主張

⑴　争点に対する当事者の主張は、次のとおり、争点２（間接侵害の成否）についての控訴人らの当審での補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第２の４（５頁２４行目～１１頁２３行目、２９頁～７６頁）に記載のとおりであるから、これを引用する。

⑵　争点２（間接侵害の成否）についての控訴人らの補充主張

ア　特許法１０１条５号についての解釈及び適用の誤り

(ｱ)　原判決は、知財高裁平成１７年（ネ）第１００４０号同年９月３０日

特別部判決（以下「平成１７年知財高判」という。）を参照し、特許法１０１条５号は、その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能であるものについてこれを生産、譲渡等する行為を特許権侵害とみなすものであり、特許発明に係る方法を実施することが可能である物の生産に用いられる物を生産、譲渡等する行為を特許権侵害とみなすものではないと解釈した。

しかし、平成１７年知財高判による、平成１８年法律第５５号による改正前の特許法１０１条４号（現行の特許法１０１条５号）の解釈自体が誤っている。すなわち、同号の趣旨は、当該物が生産、譲渡等されることにより特許権の侵害が誘発される蓋然性が極めて高い場合に、その物の生産等を特許権侵害とみなすものであり、そのために種々の要件が定められているが、その物「自体」を利用して特許発明に係る方法を実施することができることは、要件として法文上記載されていない。

これらのことは、現行の特許法１０１条５号についても変わるところはない。したがって、ある物の譲渡等が同号に該当するというには、その物の生産等により特許権が侵害される蓋然性が極めて高いことを要し、他方、その物それ自体が特許発明に係る方法の実施に供されるものであることは、必須の要件ではないと解すべきである。このように解したとしても、同号には他の要件も規定されているから、間接侵害の範囲が不当に拡大するということはない。

これを本件についてみると、被告製品は、スマートフォン用のアプリケーションであり、ユーザが、スマートフォンにインストールされた被告製品を用いて本件各発明の技術的範囲に属する被告方法を実施するものである。したがって、被控訴人が被告製品を生産、譲渡等することにより、本件特許権の侵害行為が誘発される蓋然性は極めて高い。

よって、被控訴人による被告製品の生産及び譲渡は、特許法１０１条

５号に該当する行為といえる。

(ｲ) 仮に、特許法１０１条５号につき、その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能であるものを生産、譲渡等する行為をいうと解するとしても、スマートフォンの動作は、基本動作を除いては、ユーザがストア（App Store、Google Play Store 等）からインストールするアプリケーションによってされるものであることからすれば、被控訴人が被告製品をストアにアップロードすることをもって、被告製品をインストールしたスマートフォンを「生産」したものと評価することができる。

そうすると、被控訴人が被告製品をストアにアップロードすることは、特許法１０１条５号に該当する行為といえる。

イ　特許法１０１条４号についての解釈及び適用の誤り

(ｱ) 原判決は、特許法１０１条４号についても、平成１７年知財高判を参照して、その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能であるものについての生産、譲渡等が同号による行為であると解釈した。しかし、その解釈が誤っていることは、前記ア(ｱ)のとおりである。

(ｲ) 平成１７年知財高判の解釈は、あくまで改正前の特許法１００条４号についてされたものであり、要件が異なる現行の特許法１００条４号に当然に妥当するものではない。

ある物の譲渡等が特許法１００条４号に該当するというには、その物の生産等により特許権が侵害される蓋然性が極めて高いことを要し、他方、その物それ自体が特許発明に係る方法の実施に供されるものであることは、必須の要件ではないと解すべきである。このように解したとしても、同号には他の要件も規定されているから、間接侵害の範囲が不当に拡大するということはない。

これを本件についてみると、前記ア(ｱ)で述べたとおり、被控訴人が

被告製品を生産、譲渡等することにより、本件特許権の侵害行為が誘発される蓋然性は極めて高い。

よって、被控訴人による被告製品の生産及び譲渡は、特許法１０１条４号に該当する行為といえる。

(ｳ) 仮に、特許法１０１条４号につき、その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能であるものを生産、譲渡等する行為をいうと解するとしても、前記ア(ｳ)のとおり、被控訴人が被告製品をストアにアップロードすることをもって、被告製品をインストールしたスマートフォンを「生産」したものと評価することができる。

よって、被控訴人が被告製品をストアにアップロードすることは、特許法１０１条４号に該当する行為といえる。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、控訴人らの請求にはいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

２　争点３（本件特許の無効の抗弁の成否）の無効理由４について

⑴　本件各発明の概要

本件明細書の記載（甲１の２）及び訂正審判請求の結果（甲２）によると、本件各発明は、次のとおりである（以下、【】は本件明細書の段落番号又は図面を示す。摘示する請求項は訂正後のものである。）。

ア　本件各発明は、液晶に表示されるキーボードの背景画に関する。（【０００１】）

イ　スマートフォン等の液晶画面に表示されるキーボード部全体の背景画（壁紙）として、保存された画像や撮影した写真を取り込み、編集したものを用いるほか、業者が背景画像を供給することがある。その中には、あらかじめ設定されているキーボードのキー位置に合わせて各キーに模様や柄等を配置している背景画などがある。しかし、そのような背景画は、キ

ーボード部全体一面のみを対象とした背景画である。（【０００２】、【０００３】）

ウ　本件各発明は、キーボード内の色々な領域に、色々な画像や模様を、個人の好みに合わせた多彩な画像により構成された背景画を表示するものである。（【０００７】）

エ　具体的には、液晶画面におけるローマ字入力のキーボード部又は日本語入力のテンキーによるキーボード部内に表示されている１個又は複数のキーを選択し、模様を含む画像又は図柄である画素材を取り込み、当該選択されたキーごとに同一の該取り込まれた画素材を背景画として貼り付けることを特徴とする、液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法である。（【００２５】、【００３５】、【請求項２】）

オ　取り込む画素材は、貼付け前に拡大、縮小、移動又は変形による編集がされるものであってよい。（【０００４】、【請求項３】）

⑵　本件各発明の要旨

本件各発明の要旨は、特許請求の範囲の記載により、次のとおりと認められる（分説の上、１Ａ～１Ｅ、２Ａの符号を付した。以下、個別の構成要件を符号に応じて「構成要件１Ａ」などという。）。

ア　本件発明１

１Ａ　液晶画面におけるローマ字入力のキーボード部又は日本語入力のテンキーによるキーボード部内に表示されている

１Ｂ　１個又は複数個のキーを選択し、

１Ｃ　模様を含む画像又は図柄である画素材を取り込み、

１Ｄ　該選択された各キー毎に同一の該取り込まれた画素材を背景画として貼付けることを特徴とする、

１Ｅ　液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法。

イ　本件発明２

構成要件１Ａから１Ｅに加えて、

２Ａ　該画素材は、貼付け前に拡大縮小、移動、又は変形による編集がされる。

⑶　主引用発明

ア　本件特許の出願日（平成２９年８月２７日。以下「本件出願日」という。）よりも前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったインターネット上のウェブサイト（App Storeのプレビューページ。https://apps.apple.com/jp/app/my 電卓 free-お好きにデコって/id1146376070。以下「本件サイト」という。）には、「My 電卓 Free - お好きにデコって！」と題するアプリケーション（以下「本件アプリ」といい、本件サイトと併せて「主引用例」という。）が公開されており、本件サイトには、「アップデート履歴」として「１．０．１　２０１６年9月8日」、「１．０．０　２０１６年8月２７日」との記載がある（乙２１）。

したがって、本件アプリは、本件出願日前に iPhone にインストールして使用できる状態にあったことから、本件アプリの機能は、本件出願日前に公然知られたものであるといえる。

イ　本件アプリには、次の機能がある（乙２１、２７）。

(ｱ) アプリケーションを起動すると、iPhoneの液晶画面に、テンキー及び計算記号キーによるキーボード部が表示される。

(ｲ) ユーザは、表示されたキーボード部から、任意のテンキー又は計算記号キーを１つ選択する。

(ｳ) ユーザは、iPhoneのアルバム内にある画像を、アプリケーションに取り込むことができる。

(ｴ) ユーザは、上記(ｲ)により選択されたキーごとに、上記(ｳ)により取り込んだ画像を、当該キーの背景として貼り付けることができる。

(ｵ) ユーザは、上記の手順により、キーボード部の画像を着せ替えること

ができる。

(ｶ) ユーザは、上記 (ｴ)の貼付けの前に、画像の位置や大きさを変更することができる。

ウ　上記ア及びイによると、主引用例から、次の引用発明１及び２（以下、併せて「引用各発明」という。）を認定することができる（分説の上、符号を付した。）。

(ｱ) 引用発明１

１ａ　iPhoneの液晶画面におけるテンキー及び計算記号キーによるキーボード部内に表示されている

１ｂ　１個のキーを選択し、

１ｃ　アルバム内にある画像を取り込み、

１ｄ　選択されたキーごとに取り込まれた画像を背景画として貼り付けることを特徴とする、

１ｅ　iPhoneの液晶画面におけるキーボードの背景の画像を着せ替える方法。

(ｲ) 引用発明２

引用発明１の１ａから１ｅの構成に加えて、次の構成を含むもの。

２ａ　画像は、貼り付ける前に、画像の位置や大きさを変更することができる。

エ　これに対し、控訴人らは、乙２１及び２７について、被控訴人の代理人や従業員が作成したものであるから、その記載内容は信用できず、記載されたＵＲＬでは当該プレビューページが表示されないとか、公開された時期が異なるなどと主張する。

しかし、控訴人らの提出した証拠（甲１７）によっても、App Store において本件アプリが提供されていることが認められるから、本件サイトは存在するものと認められるところ、前記アのとおり、「アップデート履歴」

として、「２０１６年９月８日」が最新のアップデート日として記載されているのであるから、主引用例は、本件出願日よりも前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったものと認められる。他に、乙２１及び２７の記載内容に疑いを差し挟むべき事情はうかがわれない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

⑷　周知技術

本件出願日前に日本国内において頒布された乙２から１８までによると、スマートフォン等のタッチパネルを備える機器に表示される入力方法として仮想キーボードを採用すること、及び同仮想キーボードの態様として、ＱＷＥＲＴＹ配列（日本語をローマ字入力する態様のものを含む。）、テンキー配列、日本語フリック入力配列（テンキー配列の数字に相当するキー部分に「あ」、「か」、「さ」等を配するもの。）等があることは、本件出願日当時の周知技術であったものと認められる。

⑸　本件各発明と引用各発明の対比

ア　引用各発明の「iPhoneの液晶画面」は、本件各発明の「液晶画面」に相当し、引用各発明の「アルバム内にある画像」は、ユーザが撮影、保存等したあらゆる画像が含まれ得るから、本件各発明の「模様を含む画像又は図柄である画素材」を含み、引用発明２の「画像の位置や大きさを変更することができる」は、本件発明２の「拡大縮小、移動、または変形による編集がなされる」に相当する。

イ(ｱ)　本件発明１と引用発明１との一致点は、次のとおりである。

「液晶画面におけるキーボード部内に表示されている１個のキーを選択し、模様を含む画像又は図柄である画素材を取り込み、該選択された各キー毎に該取り込まれた画素材を背景画として貼付けることを特徴とする、液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法。」

(ｲ)　本件発明２と引用発明２との一致点は、上記(ｱ)のほか、次のとおり

である。

「該画素材は、貼付け前に拡大縮小、移動または変形による編集がなされる、」

ウ　本件各発明と引用各発明の相違点は、次のとおりである。

「液晶画面におけるキーボード部について、本件各発明は「ローマ字入力のキーボード部又は日本語入力のテンキーによるキーボード部」であるのに対し、引用各発明は「テンキー及び計算記号キーによるキーボード部」である点。」

エ　これに対し、控訴人らは、①本件各発明は、「メモ帳アプリ」（【０００８】等）その他の複数の文字入力アプリと組み合わせて当該アプリ内の画面の下段に表示され、数字・記号キーに切り替える機能を有するものであるのに対して、引用各発明は、固定された全画面上のキーパネル画面でのみ使用され、他のキーに切り替えられることのないキーを対象とするものである点、②本件各発明は「１個又は複数個のキーを選択」するものであるのに対して、引用各発明は「１個のキーを選択」するものである点、③本件各発明は「該選択されたキー毎に同一の該取り込まれた画素材を背景画として貼付ける」ものであるのに対し、引用各発明は「選択されたキーごとに取り込まれた画像を背景画として貼り付ける」ものである点において、それぞれ相違すると主張する。

しかし、①について、控訴人らが相違点として主張する本件各発明の構成は、特許請求の範囲に記載されていないものであって、本件各発明の要旨として認定することはできず、引用各発明と対比してこれを相違点とすることもできない。

②について、本件各発明の構成要件１Ｂに係る特許請求の範囲の記載は、「１個又は複数個のキーを選択し、」と選択的な記載となっているのであるから、１個のキーを選択する場合と複数のキーを選択する場合の両者が

記載されているとみるべきである。そして、１個のキーを選択した場合には、本件各発明と引用各発明との間に相違点を見い出すことはできない。

③について、上記②のとおり、構成要件１Ｂにおいて１個のキーを選択した場合には、当該キーに貼り付けられる画素材は一つであるから、「同一の…画素材」という発明特定事項は意味を持たなくなるものである。

したがって、控訴人らの上記主張はいずれも採用することができない。

⑹　相違点の検討

ア　上記⑸ウの相違点について検討する。

上記⑷のとおり、スマートフォン等のタッチパネルを備える機器に表示される入力方法として仮想キーボードを採用すること、及び同仮想キーボードの態様として、ＱＷＥＲＴＹ配列（日本語をローマ字入力する態様のものを含む。）、テンキー配列、日本語フリック入力配列等があることは、本件出願日当時の周知技術であった。

しかるところ、引用各発明は、スマートフォンである iPhone に表示される入力方法に関する発明であって、仮想キーボードの背景に画像を貼り付けて着せ替えするという課題は、仮想キーボードの配列にかかわらず共通する課題である。

そうすると、当業者において、本件出願日当時、引用各発明に上記⑷の周知技術を適用し、引用各発明に係る「テンキー及び計算記号キーによるキーボード部」を「ローマ字入力のキーボード部又は日本語入力のテンキーによるキーボード部」として、本件各発明に係る構成とすることには、十分な動機付けがあったといえ、容易に想到し得たものということができる。

イ　これに対し、控訴人らは、本件各発明は、「メモ帳アプリ」（【０００８】等）その他の複数の文字入力アプリと組み合わせて当該アプリ内の画面の下段に表示され、数字・記号キーに切り替える機能を有しているもの

であるのに対して、引用各発明は、固定された全画面上のキーパネル画面でのみ使用され、他のキーに切り替えられることのないキーを対象とするものであって、本件各発明のみならず周知技術とも構成又は機能が大きく相違するから、引用各発明に周知技術を適用することはできないと主張する。

しかし、前記⑸エのとおり、控訴人らが主張する本件各発明と引用各発明との相違点は、本件各発明に係る特許請求の範囲に記載されていない事項に関するものであり、本件各発明の要旨とし得ないものである。この点を措くとしても、上記アのとおり、引用各発明及び上記⑷の周知技術は、ともにスマートフォン等のタッチパネルを備える機器に表示される入力方法としての仮想キーボードに係る技術であって、技術分野を同一とするほか、引用各発明の課題は、仮想キーボードの配列を問わずに共通するものであるから、当業者において、引用各発明に上記⑷の周知技術を適用する動機付けは十分に認められるというべきである。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

⑺　小括

以上によると、本件各発明は、本件出願日前に公然知られた引用各発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものと認められるから、特許法２９条２項に該当する。したがって、本件特許は、同項の規定に違反してされたものとして、同法１２３条１項２号の無効理由があるから、特許無効審判により無効にされるべきものと認められる。

よって、控訴人らは、被控訴人に対し、本件特許権を行使することができない（特許法１０４条の３第１項）。

３　結論

以上によると、その余の争点につき検討するまでもなく、控訴人らの請求にはいずれも理由がないから、これらを棄却した原判決は相当である。

よって、本件控訴にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第１部

裁判長裁判官　　増　　田　　稔

裁判官　　頼　　晋　　一

裁判官　　天　　野　　研　　司

（別紙）

当事者目録

控　　訴　　人	エンジェリング研究所合同会社
控　　訴　　人	X
上記両名訴訟代理人弁護士	今　井　秀　智
	鈴　木　正　勇
被　控　訴　人	バイドゥ株式会社
同訴訟代理人弁護士	高　橋　　治
	長谷川　慎　也
	井　口　加奈子
	江　黒　早耶香
	バヒスバラン　薫
同訴訟代理人弁理士	三　木　友　由

以　上